

2019年7月9日

会員各位

棒屋スイミングスクール  
支配人 峯島 利啓

## 消費税法改正の対応についてのお知らせ

冠省

2019年10月1日全面施行の「消費税法改正」に伴う弊社・当スクールの取り扱いについて、下記の通りお知らせいたします。内容については、国税庁ガイドライン等の法令に基づき適切に対応しております。事前に下記内容をご確認いただき、お間違いなきようご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

早々

記

### 1. 月会費の税率（2019年10月度分の月会費より、10%の税率が適用されます。）

スクール月会費に適用される税率は、日用品等の購入時にお支払いいただく税率とは対応が変わります。サービス提供（役務提供）の適用税率は、お支払日に関係なく、皆様が当スクールのサービスをご利用される期間（ご利用月）が適用税率の対象になります。当スクール月会費のお支払方法が前納制となっている関係上、9月30日以前に10月分の月会費を口座振替等でご入金いただくこととなりますが、10月ご利用分の月会費から10%の税率が適用されますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

<現 行>

税抜価格 + 消費税（8%）



<改正後>

税抜価格 + 消費税（10%）

### 2. その他のサービス提供商品の税率

手数料・利用料・イベント等についても、2019年10月1日以降10%の消費税をお預かりすることになります。

### 3. 衣料・食品・用品等の適用税率

軽減税率の導入に伴い、購入される品目等により、適用される税率が変わります。特に食品については、スクール内飲食等の取り扱いにより、税率が変更されます。（自動販売機等はメーカー対応となります。）

以上